

## 香川県立保健医療大学学長評価実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第5条の2の規定に基づき、香川県立保健医療大学学長（以下「学長」という。）の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価者)

第2条 学長の人事評価は、香川県立保健医療大学評議会（以下「評議会」という。）が行うこととし、その評価者は、健康福祉部長及び香川県立保健医療大学学則第36条第2項第9号に掲げる評議員とする。

(評価の方法)

第3条 評議会は、各年度の最初に開催される会議において、面接により学長の評価を行う。

2 評議会は、次に掲げる資料に基づき面接を行う。

- (1) 学長としてのビジョンの達成度を明記したもの
- (2) 本学教職員による学長に対する評価アンケート調査
- (3) その他評議会が必要と認める資料

3 学長の評価を行う評議会においては、健康福祉部長が議長となる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学長の人事評価の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月18日から施行する。